

申請事項記載書

- 1 調査の名称
国勢調査
- 2 変更の内容

変更事項	現行事項	変更理由
<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の名称 国勢調査 2 調査の目的 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の<u>人及び世帯</u>の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。 3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦（総務省令で定める島を除く。） (2) 属性的範囲 前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。） 4 報告を求める者 (1) 数 約1億3千万人（約5千万世帯） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の名称 国勢調査 2 調査の目的 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の<u>人口</u>の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。 3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦（総務省令で定める島を除く。） (2) 属性的範囲 前記（1）記載の範囲に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。） 4 報告を求める者 (1) 数 約1億3千万人（約5千万世帯） 	<p>統計法第5条第1項の規定に合わせた修正</p>

<p>(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア 後記5(1)中のア～ソに掲げる事項については世帯員が、同タ～トに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。</p> <p>イ 報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p><u>ただし、総務大臣が指定する都道府県内にある世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、キ、ク、ケ及びソに掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係</p>	<p>(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア 後記5(1)中のア～タに掲げる事項については世帯員が、同チ～ニに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。</p> <p>イ 報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、キ、ク、ケ、<u>タ及びテ</u>に掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係</p>	<p>調査事項の変更に伴う変更</p> <p>一部の都道府県においてインターネットを用いて回答することを可能とするための記述を追加</p> <p>調査事項の変更に伴う変更</p>
---	--	---

<p>カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態</p> <p>サ 所属の事業所の名称及び事業の種類 シ 仕事の種類 ス 従業上の地位 セ 従業地又は通学地 ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段 タ 世帯の種類 チ 世帯員の数</p> <p>ツ 住居の種類 テ 住宅の床面積 ト 住宅の建て方</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の10月1日午前零時現在</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員 (2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())</p>	<p>カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態 サ 就業時間</p> <p>シ 所属の事業所の名称及び事業の種類 ス 仕事の種類 セ 従業上の地位 ソ 従業地又は通学地 タ 従業地又は通学地までの利用交通手段 チ 世帯の種類 ツ 世帯員の数 テ 家計の収入の種類</p> <p>ト 住居の種類 ナ 住宅の床面積 ニ 住宅の建て方</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の10月1日午前零時現在</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員 (2) 調査方法 (■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他 ())</p>	<p>「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「正確性の確保」及び「国民負担への配慮」の各視点から検討を行い、調査事項を削減</p> <p>世帯が調査票を回答しやすく、提出しやすい調査方法とするため、郵送調査及び一部都道府県におけるオンライン調査を追加</p>
---	---	--

<p>ア 調査の方法</p> <p><u>(ア) 調査票の配布</u> 調査員が調査票を世帯ごとに配布する。</p> <p><u>(イ) 調査票の収集</u> 調査員が世帯から調査票を収集するほか、<u>世帯から市町村長への郵送により調査票を収集する。</u> <u>ただし、前記4(3)イただし書記載による場合には、市町村職員が、政府統計共同利用システムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。</u> また、世帯から調査票の収集ができない場合には、調査員が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。</p> <p>イ 指導員及び調査員</p> <p>指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・収集、世帯名簿（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p>	<p>ア 調査の方法</p> <p><u>調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する等の方法により行う。</u> なお、世帯から調査票の収集ができない場合には、調査員が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。</p> <p>イ 指導員及び調査員</p> <p>指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・収集・検査、世帯名簿（別添2）及び調査区要図（別添3）の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p>	<p>郵送調査及び一部都道府県におけるオンライン調査の導入に伴う記述を追加</p> <p>封入提出の全面導入に伴い、調査員による調査票の検査を廃止</p>
--	---	---

<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月23日～10月<u>24</u>日</p> <p>8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」(別添4)について、「国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧」(別添5)に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p> <p>(1) 速報集計 ア <u>人口速報集計(要計表による人口集計)</u> イ 抽出速報集計 (2) 基本集計</p>	<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月23日～10月<u>15</u>日</p> <p>8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」(別添4)について、「国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧」(別添5)に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p> <p>(1) 速報集計 ア <u>要計表による人口集計</u> イ 抽出速報集計 (2) 基本集計</p>	<p>郵送提出及び一部都道府県におけるオンライン回答の導入に伴い、調査票の提出状況の把握に時間を要すこと、また、調査票の提出状況の把握後に調査票未提出世帯からの調査票の回収(フォローアップ回収)を行うことから、調査の実施期間を延長</p> <p>集計結果の内容が分かりやすい名称に変更</p>
--	--	--

<p>ア <u>人口等基本集計（第1次基本集計）</u> イ <u>産業等基本集計（第2次基本集計）</u> ウ <u>職業等基本集計（第3次基本集計）</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計（法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査を除く。） (6) 小地域集計</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。（別添5） なお、「<u>人口速報集計（要計表による人口集計）</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の<u>翌年2月末までに</u>、「<u>人口等基本集計（第1次基本集計）</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については調査を実施する年の翌年10月末までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>ア <u>第1次基本集計</u> イ <u>第2次基本集計</u> ウ <u>第3次基本集計</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計（法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査を除く。） (6) 小地域集計</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。（別添5） なお、「<u>要計表による人口集計</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の<u>12月末までに</u>、「<u>第1次基本集計</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については調査を実施する年の翌年10月末までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>封入提出の全面導入による調査員の調査票検査の廃止、また、要計表作成の基となる世帯名簿の作成方法の変更等により、要計表作成の期間が延伸することに伴い、要計表による人口集計の公表期限を延伸</p>
---	--	---

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」(別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容 (氏名を除く)	永年	同上

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容 (氏名を除く)	永年	同上

日本標準職業分類については、現在、統計委員会において、統計基準として設定することについて検討中であることから、この答申を踏まえ、平成22年国勢調査において使用する分類を確定

日本標準産業分類及び日本標準職業分類について、正確に分類を行うためには、調査事項を追加するなどの措置が必要であるが、報告者負担などの観点から困難であり、平成22年国勢調査において使用する産業分類及び職業分類の適用上の特記事項を設定

が転写されている電磁的記録			が転写されている電磁的記録			世帯からの回答を得られず、聞き取り調査を実施しても、また、市町村が利用可能な行政情報を活用しても、な
世帯名簿	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長	世帯名簿	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長	
調査区要図	同上	同 上	調査区要図	同上	同 上	
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長	市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長	
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事	都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事	
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長	結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長	
12 立入検査等の対象とすることができる事項 前記5（1）中のア、イ及びチに掲げる事項						

		お調査票の記入漏れが十分に補完されない場合に、調査結果の精度を確保するための措置として、市町村等の職員による統計法第15条に基づく関係者に対する質問等を導入
--	--	--